

総務政策常任委員会資料

令和3年12月7日～8日

総 務 部

目 次

1 予算議案

(1) 令和3年度11月補正予算案の概要	1
(2) 総務部の令和3年度11月補正予算案	
総務部歳出予算課別集計表	5
補正予算説明資料	6
繰越明許費補正（追加）	7

2 特別議案

(1) 議案第3号	
宮崎県税条例等の一部を改正する条例	8
(2) 議案第14号	
当せん金付証票の発売について	10
(3) 議案第15号	
宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について	12

令和3年度11月補正予算案の概要

1 議案第1号 令和3年度一般会計補正予算（第16号）の概要

新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計	53億6,865万1千円
---------	--------------

です。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

国 庫 支 出 金	36億8,893万7千円
-----------	--------------

繰 入 金	3億5,521万4千円
-------	-------------

県 債	13億2,450万円
-----	------------

です。

2 議案第20号 令和3年度一般会計補正予算（第17号）の概要

国の経済対策等に伴う経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計	19億6,697万8千円
---------	--------------

です。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

国 庫 支 出 金	19億6,697万8千円
-----------	--------------

です。

これらの結果、一般会計の予算の規模は、6,867億402万7千円となります。

一般会計歳出一覧

(単位:千円)

款別	補正前の額	今回補正額			計
		議案第1号	議案第20号	うち増額分	
総務費	40,530,790	20,788	0	0	40,551,578
民生費	99,108,286	2,403,155	0	0	101,511,441
衛生費	65,236,782	91,948	2,004,758	2,004,758	67,333,488
農林水産業費	56,298,841	1,069,975	0	0	57,368,816
商工費	59,450,252	119,660	△ 37,780	710,900	59,532,132
教育費	118,243,574	1,663,125	0	0	119,906,699
一般会計合計	679,368,398	5,368,651	1,966,978	2,715,658	686,704,027

一 般 会 計 歳 入 一 覧

(1) 総 括

(単位：千円、%)

款 別	令 和 3 年 度					令 和 2 年 度	
	補正前の額	1 1 月				1 1 月 現 計	
		議案第1号	議案第20号	補 正 後	構成比	予 算 額	構成比
自 主 財 源	255,674,523	355,214	0	256,029,737	37.3	270,437,953	38.5
県 税	95,480,000	0	0	95,480,000	13.9	99,080,000	14.1
地 方 消 費 税 金 清 算 金	50,399,518	0	0	50,399,518	7.3	49,652,503	7.1
分 担 金 及 び 負 担 金	2,065,905	0	0	2,065,905	0.3	4,615,890	0.7
使 用 料 及 び 手 数 料	9,939,141	0	0	9,939,141	1.4	10,024,139	1.4
財 産 収 入	933,883	0	0	933,883	0.1	1,100,688	0.2
寄 附 金	220,197	0	0	220,197	0.0	132,622	0.0
繰 入 金	32,181,898	355,214	0	32,537,112	4.7	36,345,996	5.2
繰 越 金	10,385,470	0	0	10,385,470	1.5	7,622,695	1.1
諸 収 入	54,068,511	0	0	54,068,511	7.9	61,863,420	8.8
依 存 財 源	423,693,875	5,013,437	1,966,978	430,674,290	62.7	432,503,599	61.5
地 方 譲 与 税	13,019,000	0	0	13,019,000	1.9	20,450,000	2.9
地 方 特 例 交 付 金	596,000	0	0	596,000	0.1	553,000	0.1
地 方 交 付 税	188,206,000	0	0	188,206,000	27.4	184,467,000	26.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	419,000	0	0	419,000	0.1	433,000	0.1
国 庫 支 出 金	152,605,675	3,688,937	1,966,978	158,261,590	23.0	154,824,299	22.0
県 債	68,848,200	1,324,500	0	70,172,700	10.2	71,776,300	10.2
歳 入 合 計	679,368,398	5,368,651	1,966,978	686,704,027	100.0	702,941,552	100.0

(注)構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

(2) 歳入科目別概要

(単位：千円)

科 目	補正前の額	11月補正		補正後	説 明
		議案第1号	議案第20号		
繰 入 金	32,181,898	355,214	0	32,537,112	【議案第1号】 ◎基金繰入金 355,214 ○財政調整積立金繰入金 196,582 ○県有施設維持整備基金繰入金 112,658 ○地域医療介護総合確保基金繰入金 45,974
国庫支出金	152,605,675	3,688,937	1,966,978	158,261,590	【議案第1号】 ◎国庫負担金 693,938 ○農林水産業費国庫負担金 693,938 ・緊急治山事業費 ◎国庫補助金 2,994,999 ○民生費国庫補助金 2,398,770 ・障がい者自立支援事業費 ・生活困窮者事業費 ○衛生費国庫補助金 30,649 ・医療介護提供体制改革推進交付金 ○農林水産業費国庫補助金 11,113 ・畑作構造転換事業 ○教育費国庫補助金 554,467 ・学校施設環境改善交付金 【議案第20号】 ◎国庫補助金 1,966,978 ○総務費国庫補助金 1,966,978 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
県 債	68,848,200	1,324,500	0	70,172,700	【議案第1号】 ◎県債 1,324,500 ○農林水産業債 328,500 ・山地治山事業費 ○教育債 996,000 ・公立学校施設整備事業費 ・学校教育施設等整備事業費
【 合 計 】	679,368,398	5,368,651	1,966,978	686,704,027	

令和3年度 11月補正予算案

○ 総務部 歳出予算課別集計表

(議案第1号、議案第20号)

(一般会計)

(単位:千円)

会計名	課名	令和3年度				令和2年度		
		補正前の額	補正額			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			議案第1号	議案第20号	計			
一般会計	総務課	313,215	0	0	0	313,215	305,180	293,863
	人事課	5,042,408	12,208	0	12,208	5,054,616	4,917,214	5,125,121
	財政課	91,215,385	0	0	0	91,215,385	83,899,589	113,292,824
	財産総合管理課	1,966,935	0	0	0	1,966,935	3,587,684	3,254,789
	税務課	54,333,460	0	0	0	54,333,460	51,204,899	51,095,307
	市町村課	2,409,317	0	0	0	2,409,317	1,377,845	1,296,772
	総務事務センター	710,839	0	0	0	710,839	757,632	749,664
	危機管理課	730,015	0	0	0	730,015	676,653	657,685
	消防保安課	1,143,645	0	0	0	1,143,645	1,326,894	1,295,761
	計	157,865,219	12,208	0	12,208	157,877,427	148,053,590	177,061,786

(公債管理特別会計)

特別会計	財政課	84,382,858	0	0	0	84,382,858	104,129,970	103,166,943
------	-----	------------	---	---	---	------------	-------------	-------------

(一般会計+特別会計)

総務部	合計	242,248,077	12,208	0	12,208	242,260,285	252,183,560	280,228,729
-----	----	-------------	--------	---	--------	-------------	-------------	-------------

事業名	ICT活用による業務効率化推進事業
<p>1 事業の目的・効果</p> <p>コロナ禍において、出勤者数の削減を図りながら行政機能を維持できる体制を構築するため、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する「自治体テレワークシステムforLGWAN」を利用することで、セキュリティ面や通信面でも優れたテレワーク環境を新たに整備する。</p> <p>2 事業概要等</p> <p>(1) 予算額 12,208千円</p> <p>(2) 財源内訳 一般財源</p> <p>(3) 事業期間 令和3年度</p> <p>(4) 事業内容 テレワーク環境の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの整備（50台分） ・県庁用LGWAN接続回線の拡張 	

○ 繰越明許費補正

(議案第1号関係)

1 追 加

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	県庁舎BCP対策事業	千円 120,000

《令和3年11月県議会定例会提出議案（議案第1号～第17号） 4ページから抜粋》

議案第3号

宮崎県税条例等の一部を改正する条例

税 務 課

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により、国税における連結納税制度の見直しに併せた措置が講じられたこと等から、関係条項の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 宮崎県税条例

ア 国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）において国税における連結納税制度が見直され、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度に移行することから、法人二税に係る関係規定の改正を行う。

イ 地方法人特別税の廃止に伴う改正

令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって地方法人特別税が廃止されたことから、関係規定の削除を行う。

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正に伴う改正

電気事業法上、「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設されたことから、法人事業税に係る事業分類の追加を行う。

エ 電子帳簿等保存制度の見直しに伴う改正

地方税関係帳簿の電磁的記録に係る道府県知事の承認制度が廃止されたことから、引用条項の削除を行う。

(2) 宮崎県産業廃棄物税条例

電子帳簿等保存制度の見直しに伴う改正

(3) 宮崎県森林環境税条例

国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

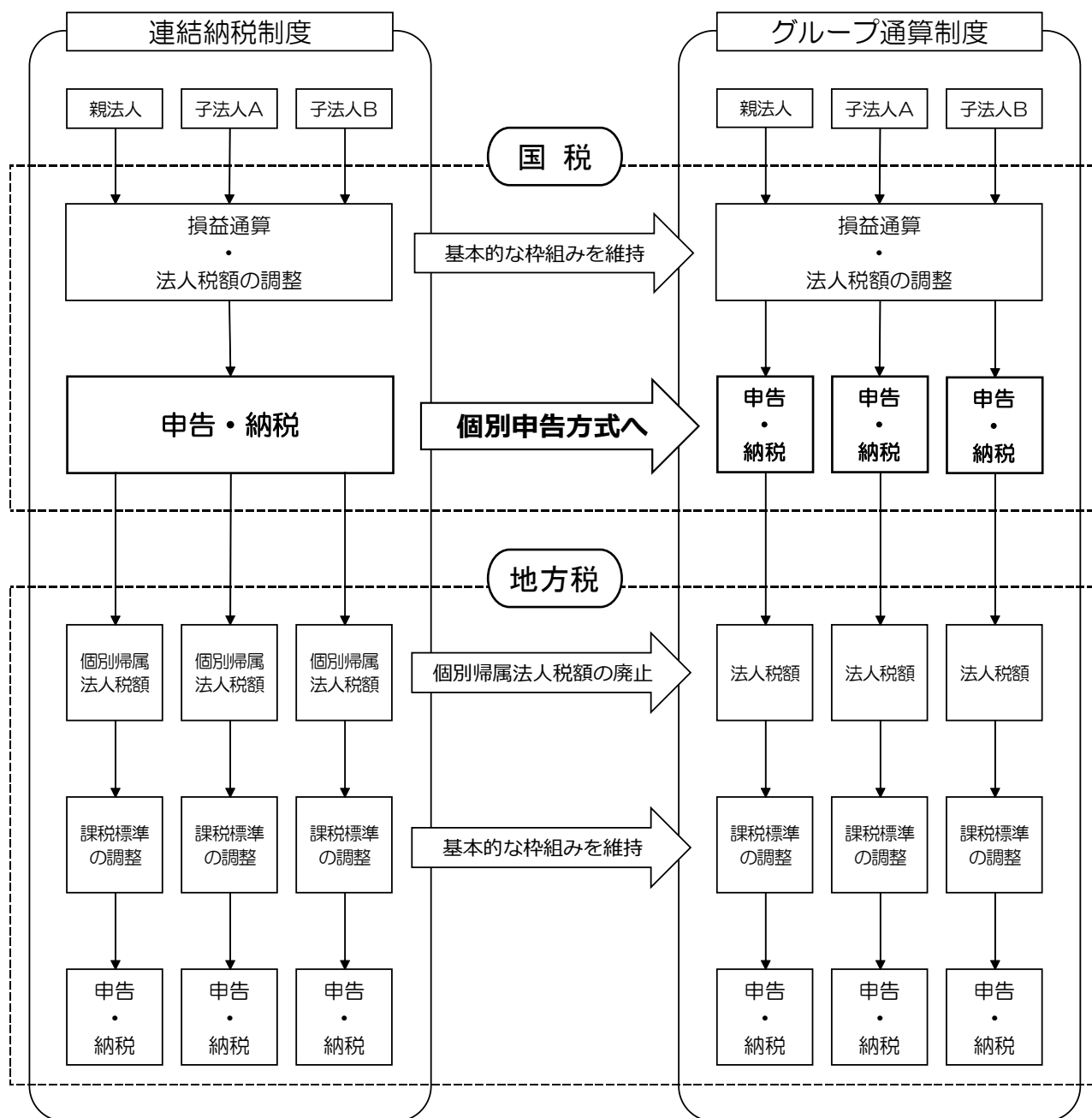
3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

ただし、地方法人特別税の廃止に伴う改正については公布の日から、電子帳簿等保存制度の見直しに伴う改正については令和4年1月1日から施行する。

連結納税制度のグループ通算制度への移行

- 連結納税制度は、企業グループを一体とみて親法人とその親法人による完全支配関係がある子法人の損益通算等を行う制度。
- **グループ内において損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持しつつ、親法人、子法人のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直しを行う。**
- **連結納税制度を採用していない地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、グループ通算制度への移行に併せて、所要の措置を講ずる。**



議案第14号

当せん金付証票の発売について

財 政 課

1 提案の理由

令和4年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものである。

2 発売金額

100億円以内

3 参 考

令和3年度の議決額 100億円以内

宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について

財産総合管理課

1 変更の理由

宮崎県公共施設等総合管理計画は、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、県が保有・管理する公共施設等の総合的・計画的な管理を実現するための基本的な方針を示すものとして、平成28年9月に策定した。

今年度、本計画が策定から5年を経過することから、個別施設計画の策定結果や施設に求められる機能の変化などを踏まえ、改訂を行う。

2 対象となる公共施設等

県が保有・管理する全ての建物系施設とインフラ施設

3 計画の期間

令和3年度から令和22年度（20年間）

4 計画の骨子

- (1) 公共施設等の総合管理計画策定の目的等
- (2) 公共施設等の現況及び将来の見通し
- (3) 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針
- (4) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5 主な改訂内容

- (1) 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費見込み等の見直し
- (2) ユニバーサルデザイン化の推進方針の追加
- (3) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策等の追加
- (4) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の見直し

6 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和3年7月1日（木曜日）から7月30日（金曜日）まで（30日間）

(2) 意見の提出件数

2件

(3) 意見の要旨及び県の考え方

整理番号	頁	項目	意見の要旨	県の考え方
1	20	施設配置・総量の最適化 (施設の統廃合の検討)	県が施設を所有して維持管理していくよりも、市町村や民間事業者等から施設を賃借し、公共施設として利用してはどうか。	個々の施設ごとに現状を分析することで、今後の需要見込み、民間等への代替可能性などを検討し、維持管理・更新等に係る経費の抑制を図ります。
2	20	施設配置・総量の最適化 (施設の統廃合の検討)	県と市が同様の機能を持つ施設は、市と協議して施設の重複を解消してはどうか。	エリアマネジメントの観点から、県有施設だけでなく、国や市町村等の施設の活用も視野に入れて検討を行いながら、施設の有効活用を図ります。

宮崎県公共施設等総合管理計画（改訂案）の概要

第1章 公共施設等の総合管理計画策定の目的等

インフラ長寿命化基本計画【国】（平成25年11月策定）

宮崎県公共施設等総合管理計画（平成28年9月策定） 今回改訂

目的・公共施設等の保有・運営・維持の最適化（財政負担最小化と施設保有効果最大化両立）

基本方針・総合的・計画的に管理するための推進体制の構築

- ・建物系施設の配置と総量の最適化
- ・建物系・インフラ施設の老朽化対策の強化

計画期間・改訂後の計画期間は令和3年度（2021年度）から20年間

- ・社会情勢や公共施設に求められる機能やニーズに対応するため概ね5年毎に見直し

個別施設計画（R2年度までに全38類型を策定）

- ・38施設類型ごとに具体的な対応方針を定める計画
- ・計画期間は策定年度から10年間
- ・施設の状態や社会情勢の変化等を反映させるため定期的に見直し

建物系施設

インフラ施設

行政系施設

スポーツ施設

県営住宅

県立学校施設

計8類型

道路

河川

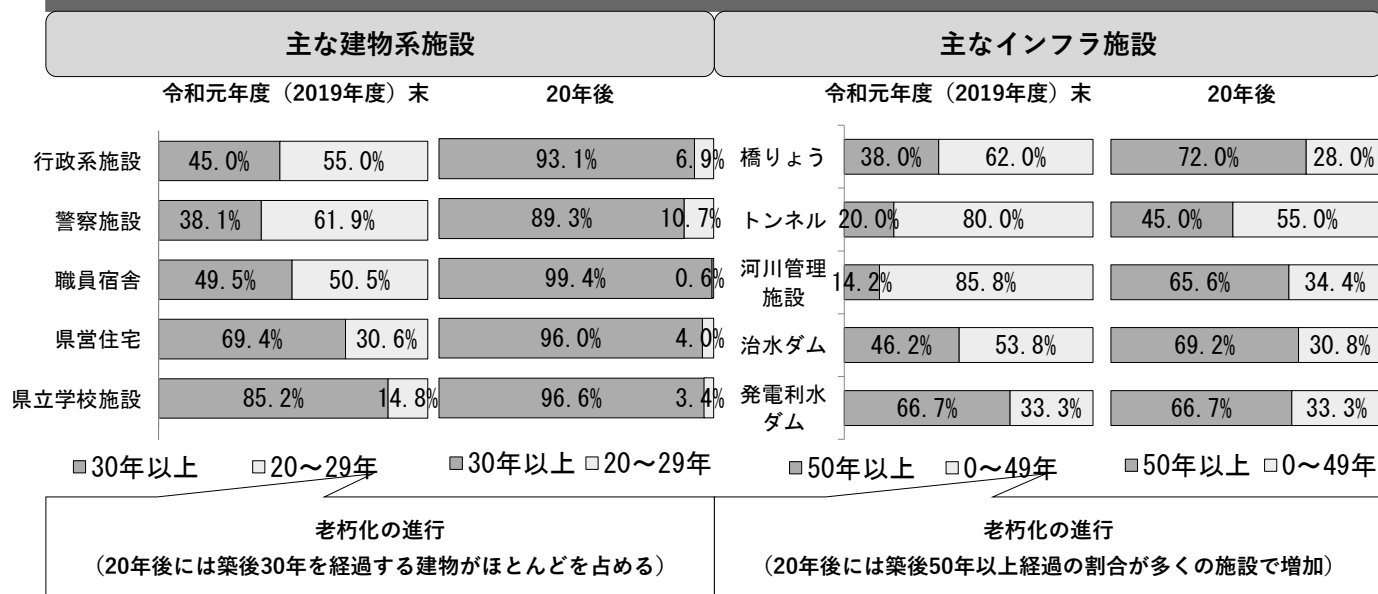
ダム

砂防

計30類型

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

施設の老朽化の状況（経過年数別割合の将来見込み）



施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

平成28年度（2016年度）から令和47年度（2065年度）までの50年間の経費の見込み

① 長寿命化等の対策を行わず単純更新（建物法定耐用年数経過ごとに全て建替え）した場合

建物系施設 8,120億円	インフラ施設 13,114億円
---------------	-----------------

② 長寿命化（予防保全※に取り組むことで建物の寿命を延ばす）等の対策を行った場合

建物系施設 6,970億円	インフラ施設 7,701億円	費用低減効果 6,563億円
---------------	----------------	-------------------

※予防保全：定期的な点検などにより劣化の状態を把握し、事前に故障や停止、事故等を防ぐ手法。

第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

総合的かつ計画的な管理のための推進体制の構築

(1) 全庁的な推進体制の構築

(2) エリアマネジメントの推進

建物系施設

インフラ施設

施設配置・総量の最適化

施設の老朽化対策

(1) 資産の一元管理

- ・「公共施設マネジメントシステム」により施設の劣化状況や利用実態等の情報を収集・分析し、全庁横断的な施設管理を推進
- ・システムにより利用ニーズと建物性能の相関に着目した評価・分析等を行い、施設の統廃合等の検討に活用

(2) 施設の統廃合の検討

- ・システムの評価結果等を踏まえ、統廃合・集約化などを検討
- ・エリアマネジメントの観点から国・市町村の施設及び民間施設を活用した検討や、民間資金等（PPP/PFI）の活用を検討

(3) 未利用財産の有効活用

- ・施設の統廃合等により生じた未利用財産は、国、市町村等への譲渡、売却、貸付により地域における有効活用を推進

(1) 施設利用者の安全確保

- ・建物の劣化等が事故につながらないように日頃から点検を実施
- ・老朽化等により、利用見込みのない施設は除却も検討

(2) 耐震性能等の施設機能の確保

- ・災害応急対策上重要な建物は、耐震性能など災害時に求められる機能を確保

(3) メンテナンスサイクルの構築

- ・各種点検で得たデータを蓄積・評価し次回点検の精度向上を図るメンテナンスサイクルを構築

(4) 長寿命化による財政負担の低減・平準化

- ・今後も存続が必要な施設は、長寿命化に取り組み、財政負担の低減化・平準化を図る

(5) ユニバーサルデザイン化の推進（追加）

- ・すべての人が安全で快適に利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進

(6) 温室効果ガス排出量の削減対策の推進等（追加）

- ・施設の更新や修繕時は、省エネや太陽光発電の導入等による温室効果ガス削減対策を推進
- ・工事実施時は環境への影響を最小限に抑制

公共施設等の保有・運営・維持の最適化

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建物系施設

インフラ施設

点検・診断等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針

安全確保の実施方針

耐震化の実施方針

長寿命化の実施方針

(追加)

ユニバーサルデザイン化の推進

すべての人が安全で快適に利用しやすい施設をめざし、施設の更新・修繕等を行う。

(追加)

施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進

施設の更新、修繕等にあたっては、省エネ化や太陽光発電設備等の導入に努めることにより、施設から排出される温室効果ガスの削減対策を推進する。

(追加)

維持管理に伴う工事実施時における環境配慮等

工事を実施する際は、間伐材利用製品など環境にやさしい木材の利用、建設副産物の適正処理に努める等、環境への影響を最小限に抑える。

統合や廃止の推進方針

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針